

鳥取県告示第190号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定に基づき、指定確認検査機関に対して監督命令を行ったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 監督命令をした年月日

平成24年3月26日

2 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

鳥取市田園町三丁目375 財団法人鳥取県建築住宅検査センター 理事長 森本 博美

3 監督命令の内容

指定確認検査機関である財団法人鳥取県建築住宅検査センターが、法第77条の29第2項の規定により確認検査の業務に関する書類（以下「書類」という。）を保存しなければならないにもかかわらず、一部の書類を廃棄したことに鑑み、法令遵守を機関内に徹底するための業務改善計画書を平成24年4月16日までに提出すること。

また、この命令の日から1年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について四半期ごとに鳥取県知事に報告すること。

4 監督命令の原因となった事実

指定確認検査機関である財団法人鳥取県建築住宅検査センターは、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第29条第3項の規定により15年間保存すべき書類の一部を当該期間が経過していないにもかかわらず、廃棄した。